

更生福祉部会（概要版）

【提言項目】

1. 更生施設についても救護施設と同様サテライト事業を認めること。
2. 通所・訪問事業における定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。
3. 更生施設等から地域社会へ円滑な移行が出来るような仕組みを検討すること。例えば住宅確保時における火災保険料や保証料の一時扶助を支給したり、住宅扶助費の代理受領を検討すること。

【更生福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の更生施設、宿所提供施設、宿泊所、自立支援センター、緊急一時保護センター、授産施設をもって組織されている（7種36施設）。本部会は、利用者の安定した生活と自立促進、またそのための職員の資質向上を期するため、所属施設間の連絡調整や情報交換を密にし、施設長会の開催や研修会の実施等の事業を行っている。

更生福祉部会（詳細版）

【提言項目1】

更生施設についても救護施設と同様サテライト事業を認めること。

【現状と課題】

更生施設は救護施設と同様に在宅での生活が困難な精神疾患を抱える方や重複障害者等の受入施設としての需要は依然として高い。また、近年の社会経済情勢を反映して、都市部におけるホームレスや生活困窮者を受け入れる役割が増大している。しかしながら敷地が狭い等の理由により、増築が困難なため需要に十分応えられない状況にある。

【提言内容】

救護施設と同様にサテライト型の設置が可能であれば、既存の小規模宿泊所等を転換する等により、需要に応え社会的使命を果たせることとなる。

【提言項目2】

通所・訪問事業における定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること。

【現状と課題】

通所・訪問事業は、更生施設出身者等が地域社会で円滑に生活していけるよう施設側が支援

を行う事業である。社会生活を送る上でのスキルを十分身につけない、あるいは不器用な利用者が多いため、アパート等に転出後も何らかの支援が必要な人が大部分である。このため通所訪問事業利用者以外の転出者（いわゆる OB・OG）に対しても対象者と同様な支援を行っている実情である。

【提言内容】

現在、通所訪問事業の利用定員は施設定員の5割を上限としているが、これを改善し施設規模に応じて上限の設定を図られたい。

【提言項目3】

更生施設等から地域社会へ円滑な移行が出来るような仕組みを検討すること。例えば住宅確保時における火災保険料や保証料の一時扶助を支給したり、住宅扶助費の代理受領を検討すること。

【現状と課題】

更生施設や宿所提供施設等の保護施設、あるいは宿泊所や路上生活者支援施設を利用している被保護者がアパート等に転出する場合にネックとなるのが、保証人の確保である。そのため代替的に保証代行会社に保証金等を支払うことによりやむなく賃貸契約を結んでいるが、保証料は自費であり負担が大きい。又火災保険料の負担を求められることもあり、これも自費となっている。

また、アパート生活を始めたとしても金銭の自己管理が出来ず、費消し、家賃を払えなくなり契約解除になる被保護者も多い。

【提言内容】

保証金や火災保険料も必要なものとして、敷金等を含め住宅扶助費として認めたい。

必要に応じ実施機関から家主あるいはその代理人への家賃支払いを認め、被保護者が安定して住居を維持できるようにされたい。